

差別相談事例

相談内容 ① 障がい種別：視覚障がい

盲導犬ユーザーの方が市の文化施設を見学に行った際、職員から「犬は入れない」と来館を拒否された。これは不利益な取り扱いにあたるのではないかな？

【対応】

文化施設に事実確認。身体障害者補助犬法により、公共施設や公共交通機関、商業施設、飲食店などの民間施設で、ほじょ犬（盲導犬）同伴の受け入れが義務化されていることを伝える。改めて市内全施設に周知啓発を行うとともに、「ほじょ犬ステッカー」と「啓発リーフレット」を配布した。

相談事例 ② 障がい種別：肢体不自由（車いす利用者）

公共交通機関を利用しようとしたところ、車いす対応型の車両ではないという理由で乗車を断られた。今までは車いす非対応型の車両でも、介助者がいれば乗車させてもらっていたが、今回は介助者がいるにも関わらず乗車を断られた。これは不利益な取り扱いではないかな。

【対応】

運行会社へ事実確認。社内の規則により「自分の足で歩いて乗れる方」という決まりがあるが、介助者がいて車いすの方を支えられる状況であれば乗車してもらっていた。今回の場合、職員の認識不足で断ってしまったが、乗車できるケースであったため、職員に対し指導を行うことになった。

相談内容 ③ 障がい種別：視覚障がい

アパートを探していて、3階の角部屋が気に入ったため、入居を申し込んだところ「冬期になると階段が凍るので危険」と断られた。また、「連帯保証人不要」とホームページに記載されているにも関わらず、連帯保証人を付けるよう条件を出された。このような対応は差別にあたるのではないかな？

【対応】

不動産会社へ事実確認。不動産会社がアパートのオーナーに確認をした際に、オーナーから「冬期になると階段が凍るので危険」という理由で断りの連絡があった。不動産会社を通じオーナーに連絡を取ってもらったところ、オーナーの了解が得られ、入居できることになった。連帯保証人についても、条例の趣旨を説明したところ、連帯保証人なしでも借りられることになった。

相談内容 ④

障がい福祉施設が市内の民間施設を見学しに行こうと、事前に民間施設に問い合わせをしたところ「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」と言われた。これは「不利益な取り扱い」にあたるのではないか？

(経緯)

この民間施設では、以前、障がいのある人が見学に来た際に、アテンダントの女性に抱きつく等の行為があったため、「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」というお願いをしていた。

【対応】

民間施設に事実確認。障がいを理由に一律に介助者を付けるよう要求することは「不利益な取り扱い」に該当することを伝え、どのような配慮が必要なのか本人や施設職人に確認するようアドバイスした。民間施設の職員から「障がいのある人にどのような配慮が必要なのか聞くことはいけないことだと思った」「抵抗がある」という発言があった。結果として、障がい福祉施設の職員からどのような配慮が必要なのか聞き取りを行い、見学できることになった。

相談内容 ⑤ 障がい種別：肢体不自由

市内の病院に入院した際、個室を希望したところ看護師から「個室利用申込書」の記入を求められた。頸椎損傷のため自力で字が書けないことから、付き添いのヘルパーに代筆をお願いしようとしたところ、看護師から「代筆ではなく、代理人から記入してもらいたい」と言われた。自分の意思は伝えることができ、ただ書くことができないためヘルパーに代筆させたいと何度もお願いしたが断られた。障がいのない人には求めないことを、障がいを理由に異なる対応を求めることは「不利益な取り扱い」にあたるのではないか？

【対応】

病院へ事実確認。「個室利用申込書」で求めている「代理人」は、意識がない人が運ばれてきた際に本人に代わり記載してもらうもの。今回の場合は、本人の意思は確認できているため、代筆対応可能なケースだった。対応した看護師が、ヘルパーに「代筆」してもらうことに不安を感じたため、このような対応になったとのこと。このような対応が起きないよう看護師を始め、職員に周知を図ることになった。